

令和8年度（2026年度）社会福祉法人静岡ホーム事業計画

当法人は、社会福祉事業として第一種社会福祉事業の児童養護施設「静岡ホーム」及び第二種社会福祉事業の保育所「静岡ホーム保育学園」を経営の柱とするとともに、収益事業として不動産賃貸業に取り組む。

児童養護施設については、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されているため、これまでに施設の完全ユニットケア化や児童自立生活援助事業を実施してきているが、更に施設の高機能化及び機能転換を推進していく。

また、日本の人口は減少局面を迎えており、児童福祉事業のみを展開する法人の経営環境は極めて厳しく、経営の多角化・多機能化を推進することにより経営基盤の強化を図る必要がある。このため、保育事業で培ったノウハウを活かした児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業の実施を検討する。

社会福祉法人は、地域の重要な社会資源として、利用者をはじめ地域住民に寄り添い、福祉課題に積極的に取り組むことによって、社会からの信頼と支持を得ることが不可欠である。

当法人では、職員が一体となって、**法人の基本理念「自分を愛するように、あなたの隣り人を愛せよ」**に基づき、未来を生きる子どもたちの幸せを願い、より良い環境の中で子どもの最善の利益を考慮して、心身ともに健やかに育成されるよう、子どもたちと家族を支援するとともに、人材の確保・定着・育成に向けた取組、健全な財務規律の確立、地域における公益的な取組などを実践し、社会福祉法人として信頼性の高い経営に努める。

1 経営事業

(1) 社会福祉事業

ア 第一種社会福祉事業

○児童養護施設 静岡ホーム（定員 54 人）

施設名	設置場所	定員	
本体施設	井宮町	(30 人)	42 人
分園型小規模グループケア「のぞみ」	〃	(6 人)	
〃 「なごみ」	籠上	(6 人)	
地域小規模児童養護施設 「めぐみ」	〃	6 人	
〃 「ひかり」	神明町	6 人	

イ 第二種社会福祉事業

○保育所 静岡ホーム保育学園（定員 140 人）

○子育て短期支援事業

○一時預かり事業

○児童自立生活援助事業（定員 5 人）

(2) 収益事業（不動産賃貸業）

○月極駐車場（42 台）

2 法人本部運営

(1) 理事会の開催

- 事業報告・決算書類の承認、理事長職務執行状況報告、その他（6月）
- 理事長職務執行状況報告、その他（9・12月）
- 事業計画・収支予算の承認、理事長職務執行状況報告、その他（3月）
- その他（必要な都度）

(2) 評議員会の開催

- 事業報告、計算書類（貸借対照表・収支計算書）・財産目録の承認、その他（6月）
- その他（必要な都度）

(3) 監事監査

- 決算監査（5月）
- 定期（中間）監査（11月）
- 随時監査（必要な都度）

(4) 苦情解決第三者委員会

- 定期報告（5月）、その他（必要な都度）

(5) 養保連絡会

- 連絡調整（年4回）

(6) その他法人運営業務

- 社会福祉法人定款変更（基本財産変更）、変更登記（資産総額変更）
- 社会福祉法第55条の2及び第59条の規定による届出（計算書類等、財産目録等）
財務諸表等電子開示システムによる届出
- 社会福祉法人経営者協議会研修会などへの参加

3 公益的な取組

(1) 生活困窮世帯児童の学習支援

家庭の事情で学習ができる環境に置かれていない小中学生を対象に学習支援をするとともに、安心・安全な居場所を提供する。

(2) 子育て支援講座の開催、ふれあいサロンを活用した世代間交流

子育てに役立つ講座を開催し子育て中の保護者を支援する。また、高齢者や子育て中の保護者等の相互交流や情報交換、園児との触れ合い等の場として「ふれあいサロン」を設置する。

(3) 思いがけない妊娠相談窓口（メールほっとライン）の設置

思いがけない妊娠で悩みを抱える者が安心して相談できる窓口（専用電話・メール：女性社会福祉士担当）を設置し、相談内容に応じて他の相談機関に繋ぐなどの支援を行う。

(4) 福祉専門職養成校実習生の受入れ

県内外の大学、短期大学、専門学校の福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れ、福祉分野への就労を志す者の養成を支援する。

(5) 地域住民とのネットワークづくり

地元の井宮町自治会やNPO等が開催する各種行事に園庭や施設を開放するとともに、井宮町自治会防災訓練への参画、地域住民との協働による「地域ふれあい食堂」の実施の検討等を通じ、地域住民とのネットワークを作っていく。

(6) 災害ボランティア活動資機材保管倉庫設置場所の提供

災害ボランティアの活動を支援するため、静岡市社会福祉協議会が提供する資機材の保管場所を無償で貸与する。

4 健康器具の設置

地域住民との交流や高齢者の憩いの場、また、保育所を利用する保護者の安らぎ、健康保持の場となるよう、背伸ばしベンチなどの健康器具をビオトープ周辺の中庭に設置する。

